

DX時代にふさわしい産業財産権制度について

令和6年12月12日

特許庁総務部総務課



DX時代にふさわしい産業財産権制度構築の必要性

- 特許庁は、社会情勢の変化に対応して様々な制度改正を実施してきたところ、デジタル技術の飛躍的发展に応じて、これらにふさわしい形で制度的措置を講じてきた。
 - 平成2年に、コンピュータの普及をいち早く捉え、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を制定し、電子出願システムを世界で初めて導入
 - 平成14年に、インターネット通信の高速・大容量化（ブロードバンド化）に伴う、インターネットを介したプログラムの販売等の増大を受けて、特許されたプログラム等をネットワーク上で無断送信する行為等も権利侵害に当たることを明確化
 - 令和元年に、インターネットサービスの多様化、スマートフォンの普及等により、GUIの重要性が高まったことを受けて、物品それ自体に記録・表示されていない画像を意匠権の保護対象に追加
- 近時、社会全体のDXが加速しているところ、産業財産権制度における措置を検討すべき内容として、①～③の技術発展に伴う変化が挙げられる。
 - ① ネットワーク関連技術の発展による国境を跨いだサービスの増加
 - ② 生成AI技術の発展による知的創造活動の過程の変化
 - ③ VR技術の発展やオンラインコミュニケーション機会の増大等による仮想空間上のサービスの増加
- このような流れの中で、イノベーションをもたらす知的創造活動を今後も適切に保護していくためには、技術の更なる発展を見据え、DX時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要がある。
- あわせて、産業財産権の取得・活用を後押しするため、④ DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置を講ずる必要がある。

特許庁政策推進懇談会

- 令和4年4月、知的財産法制上の論点を中心に有識者の意見を伺い、更なる制度改善に向けた検討を行うとともに、実施庁目標の策定・実績評価についても議論いただくこととする場として、「特許庁政策推進懇談会」を特許庁長官の私的懇談会として設置。
- 令和6年3月に懇談会を再開。知的財産制度に関する現状認識と今後の主な論点を提示し、特許、意匠、商標、手続の各論点につき検討を深めたのち、6月27日に中間整理を実施の上公表。

○メンバー構成（2024年6月27日 第11回開催時点）

青木 大也 大阪大学大学院法学研究科 准教授
加藤 正敏 日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
下川原 郁子 日本知的財産協会 参与
鈴木 一永 日本弁理士会 会長
座長 高部 眞規子 西村あさひ法律事務所 弁護士
玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター 教授／信州大学経法学部 教授
田村 善之 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
長澤 健一 キヤノン株式会社 顧問
松山 智恵 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
山内 勇 明治大学情報コミュニケーション学部 准教授
和田 茂己 日本経済団体連合会知的財産委員会 企画部会長／日本電気 Corporate SVP

（敬称略、五十音順）

○開催実績（令和6年以降）

第7回	令和6年3月5日	知的財産制度に関する現状認識と今後の主な論点の提示、令和6年度実施庁目標の策定
第8回	令和6年4月3日	意匠・商標関係論点
第9回	令和6年4月19日	特許・手続関係論点
第10回	令和6年5月28日	手続関係論点、中間整理骨子案
第11回	令和6年6月27日	中間整理案、令和5年度実施庁目標の実績評価
	令和6年6月28日	中間整理公表

小委の議題 ～令和6年政策推進懇談会：各論点の中間整理～

項目名	特許小委 今回の懇談会の議論	今後の検討の方向性	中間整理の結語の要素
1. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護	特許法において、実質的に国内の実行為と認める要件を明文化する方向で検討することについて賛同多数。	明文化する具体的な要件（「技術的効果」と「経済的効果」がともに国内で発現等）について検討を深化。	明文化する方向で、 <u>特許制度小委員会において、集中的に検討を深める必要がある。</u>
2. 仮想空間における意匠の保護	①現行の類型以外に登録可能類型を拡大する方向性と②物品・建築物の意匠権について実施の範囲を延長させる方向性の2案につき、②を支持する意見が多数だった一方、①やその他の方向性についても検討すべきとの意見もあり。	仮想空間のデザイン創作に関わる者等から意見聴取を行い、その結果、制度見直しの必要性・許容性がある場合は、①、②及びその他の方向性について検討を深化。	必要性・許容性が満たされ、制度的論点について検討を行う場合は、上記①、②及びその他の方向性についてそれぞれメリット・デメリットを示した上で、 <u>意匠制度小委員会において、集中的に検討を深める必要がある。</u>
3. 生成AI技術の発達に対する制度面での適切な対応（意匠）	新規性喪失により権利化が阻害され得るとの課題感は共有されたが、産業界全体への問題意識の浸透状況が不明、国際的な協調や政府全体の生成AI規制の検討と足並みをそろえることが必要といった意見あり。	デザイン創作における生成AIの利活用の実態等に関する調査研究等を実施した上で、適時に検討。	<u>調査研究を実施し、実情を整理する必要がある。</u>
4. ePCTにおけるオンライン出願・発送の導入	実現する方向で検討することについて賛同多数。	国内特許関係法令とPCT規則間におけるオンライン発送に関する考え方の違い等、具体的な制度的措置について検討を深化。	<u>特許制度小委員会において、必要な制度的措置の在り方（及び運用設計）について集中的に検討を深める必要がある。</u>
5. 公報におけるプライバシーの保護	概略表記とする方向で検討することについて賛同多数。一方で、研究目的等で発明者情報にニーズがあるとの意見も一部あり。	発明者情報のニーズを調査し、その結果等を踏まえて、具体的な制度的措置について検討を深化。	市区町村までの概略表記とすることを軸に、 <u>特許制度小委員会等において、制度的措置の具体的な内容について集中的に検討を深める必要がある。</u>
6. 国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの廃止	更なるユーザーニーズの収集を求める意見や、みなし取下げの廃止により、分割出願制度と同様に、繰り返し訴訟の提起を後押しするのではとの意見あり。	繰り返し訴訟の提起可能性など、ユーザー視点の各種課題等に関する更なる調査を進めて立法事実を整理し、みなし取下げの廃止の要否を検討。	現行制度の維持又はみなし取下げの廃止のいずれが適当であるかについて、 <u>検討を進める必要がある。</u>
7. 商標Web出願の導入	ユーザーインターフェースを改善して利便性を向上すべきとの意見や情報セキュリティに留意すべきとの意見あり。	盛り込む機能についてのユーザーの意見やセキュリティ確保・開発コストに関する検証結果を踏まえて、中長期的に検討。	特許庁が策定予定であるシステムの中長期的な計画と整合を図りつつ、 <u>検討を進める必要がある。</u>
8. 意匠法条約への対応	ユーザーの不利益にならないよう交渉を行った上で、採択後の条約内容を踏まえて加入の可否を検討すべき旨に賛同多数。	条約の議論の状況を踏まえつつ、条約加入に伴いどのような国内法整備をすべきか等につき、継続して検討。	条約の議論の状況を踏まえつつ、条約加入に伴いどのような国内法整備をすべきか等につき、継続して <u>検討を進める必要がある。</u>

特許制度小委員会・意匠制度小委員会メンバー構成

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会（令和6年11月6日時点）

石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授
今村 玲英子	創英国際特許法律事務所 弁理士
井本 史生	日本経済団体連合会知的財産・国際標準戦略委員会 企画部会委員／日本電気株式会社知的財産部門長
木元 哲也	株式会社木元省美堂 代表取締役社長
工藤 郁子	大阪大学社会技術共創研究センター 特任准教授
相良 由里子	日弁連知的財産センター 委員長／中村合同特許法律事務所 パートナー弁護士
杉村 純子	プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科 教授
委員長 玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター 教授／信州大学経法学部 教授
田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
中尾 直樹	日本弁理士会知財制度検討委員会 委員長／中尾国際特許事務所 弁理士
中島 基至	東京地方裁判所（知的財産権部） 部総括判事
中畑 稔	One ip 弁理士法人 代表パートナー弁理士
橋本 佳幸	京都大学大学院法学研究科 教授
松山 智恵	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士
山中 昭利	一般社団法人日本知的財産協会 理事長／株式会社デンソー知的財産部 部長
山本 敬三	京都大学大学院法学研究科 教授
	（敬称略、五十音順）

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会（令和6年12月6日時点）

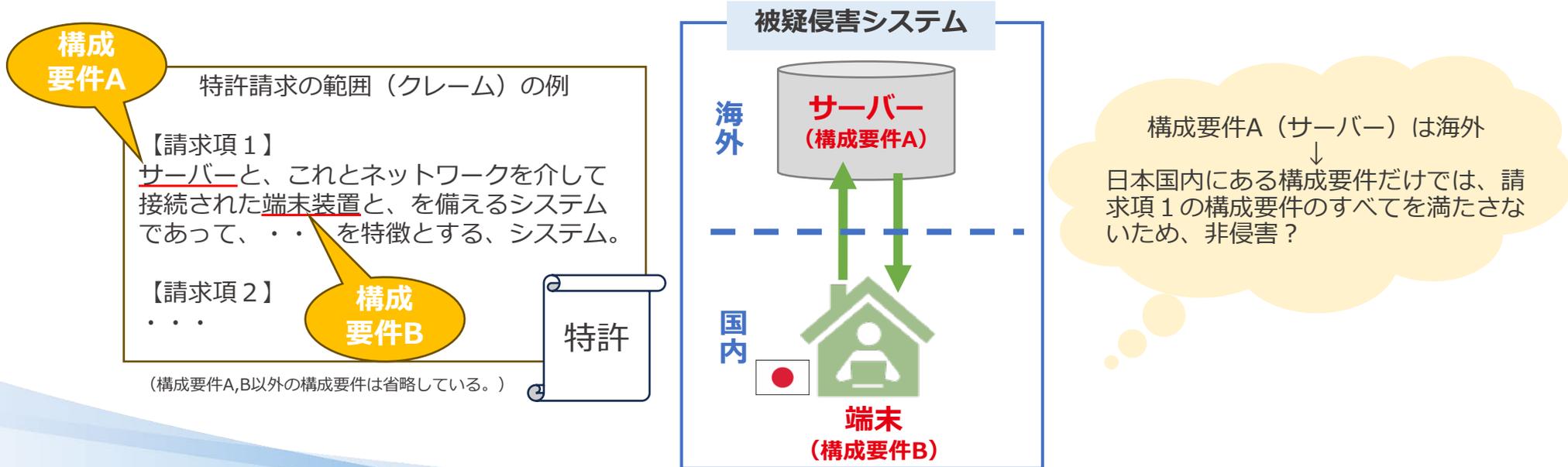
相澤 清晴	東京大学大学院情報理工学系研究科 教授／東京大学バーチャルリアリティ研究教育センター長
青木 大也	大阪大学大学院法学研究科 准教授
小川 亮	公益社団法人日本パッケージデザイン協会 専務理事／株式会社プラグ 代表取締役
長田 新子	一般社団法人Metaverse Japan 代表理事
影広 達彦	一般社団法人日本デジタル空間経済連盟 理事／ 株式会社日立製作所デジタルサービス研究統括本部先端AI イノベーションセンタ 主管研究長
加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
黒田 薫	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
せきぐち あいみ	VR アーティスト
委員長 田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
野田 一隆	日本知的財産協会意匠委員会 委員長／日本たばこ産業株式会社知的財産部 課長代理
バヒスバラ 薫	シティユーワ法律事務所 弁護士
松本 直子	日本弁理士会 執行理事／弁理士
	（敬称略、五十音順）

国際間におけるインターネット上での権利侵害への対応 (ネットワーク関連発明等の適切な権利保護)

- 特許権の効力は、属地主義の原則により、「当該国の領域内においてのみ認められる」とされている。 属地主義の原則が厳格に解され、発明の構成要件の一部が国外に存在するだけで日本国内における特許発明の「実施」と評価できないとすると、特許を容易に回避し得るため、発明の十分な保護が図れない可能性（※1）がある。
- 近年、属地主義を柔軟に解して特許権侵害を認めた裁判例（※2）も出てきているが、いかなる場合に属地主義を柔軟に解し、実質的に日本国内の「実施」と評価することができるかが明確ではなく、権利保護の予見性について依然として懸念がある。

※1：実際に、ドワンゴ対FC2第2事件地裁判決（令和4年3月）では、サーバーと端末とで構成されるシステムの発明の「生産」について、サーバーが米国に存在することを理由に、日本国内における「生産」と認められないとして、特許権侵害が否定された。

※2：知財高裁は、ドワンゴ対FC2第1事件控訴審判決（令和4年7月）で米国のサーバーからのプログラムの「提供」等について、ドワンゴ対FC2第2事件控訴審判決（令和5年5月、大合議）で上述のシステムの「生産」について、それぞれ特許権侵害を認めた。



＜参考＞ネットワーク関連発明とは

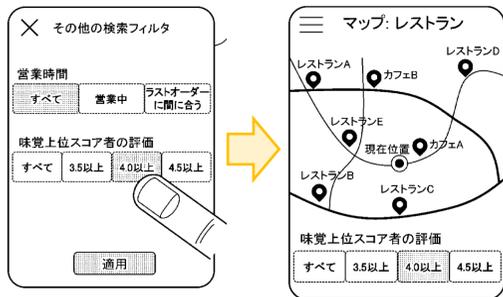
- ネットワーク関連発明（※）とは、例えば、インターネット等のネットワークを介して接続された複数のコンピュータ（サーバー、クライアント端末等）の組合せによって実施することが前提とされる発明。
- 様々な分野（検索サービス、ロボット制御、ヘルステック、自動運転、ドローン制御、自動受注・在庫管理、AR／VR、配車サービス等）でネットワーク関連発明が使われている。

※一般に確立した用語ではなく、本論点の検討に際して定義したものである点に留意。

＜ネットワーク関連発明の例＞

検索サービス

- 端末とサーバーが相互にやり取りしつつ、レストラン検索サイトで、味覚が特に優れている者のフィルターを設け、地図上に、味覚上位スコア者が高評価を与えた料理・レストランだけを抽出する技術。



パナソニックIPマネジメント株式会社
特許第7038335号

ロボット制御

- ロボットとサーバーが相互にやり取りしつつ、ロボットが大きな音を検出した場合にビクッと震えた後すぐに逃げるといったような、生物に近い無意識・反射的な行動を効率的に制御する技術。



※出典: GROOVE X (groove-x.com) (2022年2月16日アクセス)

GROOVE X株式会社
(ロボティクス・スタートアップ)
特許第6557840号

(画像出典) 企業価値向上に資する知的財産活用事例集
2022,22頁 (特許庁)

ヘルステック

- 端末とサーバーが相互にやり取りしつつ、端末から送信された質問メッセージを解析し、適切な助言メッセージを端末に送信することで、健康管理対象者に健康管理のための指導を行う技術。



株式会社FiNC Technologies
(ヘルスケア・スタートアップ)
特許第6010719号

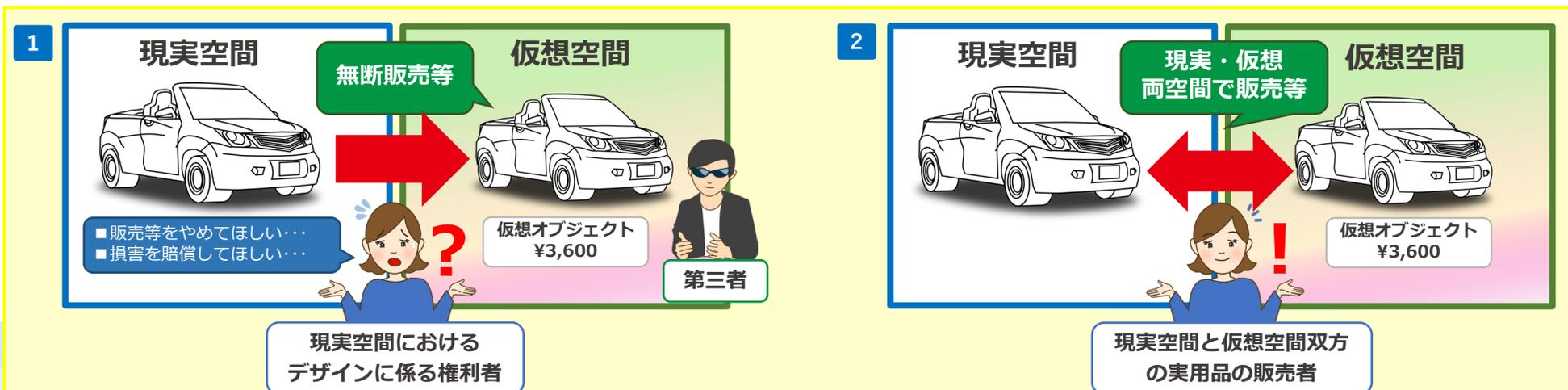
(画像出典) 同社プレスリリース (2018年1月10日)
<https://company.finc.com/news/9513>

現実空間と仮想空間を交錯する知財利用等に関する課題

- 仮想空間内では、事業者のみならず、ユーザー自らがワールドを構築したり、アバター、仮想オブジェクト等を創作・提供しており、これらの販売を可能としているプラットフォームも存在する。
- このような中で、現実空間の物品等のデザインが仮想空間に取り込まれたり、仮想オブジェクトのデザインが現実空間に取り込まれたりするなど、現実空間と仮想空間を交錯する知財利用が拡大している。

<現実空間と仮想空間を交錯する知財利用・仮想オブジェクトのデザインに関する課題>

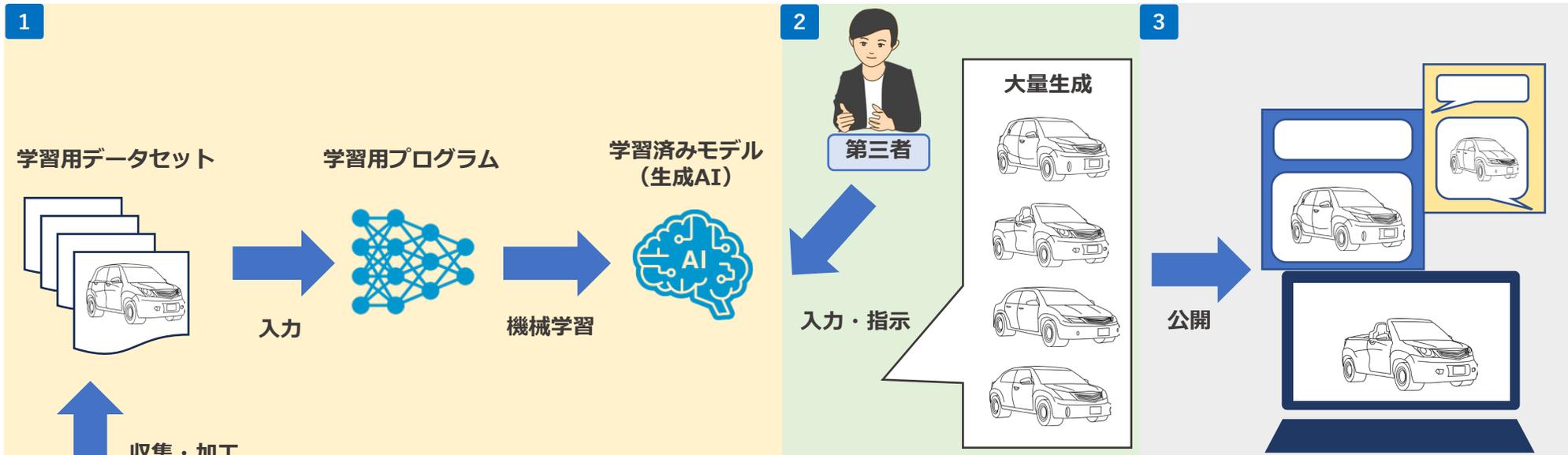
- 1** 現実空間のデザインの仮想空間における模倣として、例えば、ある程度特徴的な外観を有する量産品のデザインを模倣した仮想オブジェクトが仮想空間内で使用されることを前提として販売されるなど、現実空間の商品のデザインが無断で使用される事案が生じている。
そこで、現実空間の物品等のデザインを模した仮想オブジェクトを第三者が無断で販売等するケースにおいて、当該デザインに係る権利者の権利はどこまで及ぶか、権利保護の在り方はどのようにあるべきか、課題となる。
- 2** さらに、同一の3Dモデリングによるデザインを基に、現実空間と仮想空間双方の実用品を販売する等のビジネスモデルも現実化してきており、これらの商品のデザインがどのように保護されるのか、課題となる。



第三者によるデザインの大量生成・公開①

- 生成AIを利用することで、デザインを短時間に低コストで大量に生成し、公開することができる。
- 例えば、既存デザインを学習した生成AIを利用することで、（既存デザインの創作者以外の）第三者においても、既存デザインに基づいたデザインを短時間に低コストで大量に生成し、公開する行為が可能となる。

<第三者による既存デザインに基づいたデザインの大量生成・公開>



- 1 生データ（例：既存デザイン）を収集・加工して学習用データセットを作成し、これを学習用プログラムに学習させることで、学習済みモデル（生成AI）が作成される。
- 2 利用者（例：既存デザインの創作者以外の第三者）が、学習済みモデル（生成AI）に対し、文章、画像等を入力すると、当該指示に基づき、生成物（例：デザイン）が生成される。
- 3 利用者は、当該生成物をブログ、SNS等にアップロードし、インターネットを通じて不特定多数人に向けて公開することが可能。



既存デザイン



既存デザインの創作者

第三者によるデザインの大量生成・公開②

- 従来においても、第三者が特定の製品等の新デザインを予想し、公開することは行われていたが、基本的に手作業で行われていたため、作成・公開できるデザイン数には限度があった。
- しかし、生成AIを利用すれば、第三者は、既存デザインに基づいたデザインを短時間に低コストで大量に生成することが可能であるため、新デザインの予想として生成・公開できるデザイン数は飛躍的に増加する。

従来のデザイン予想

① 第三者による新デザインの予想（手作業）

雑誌の企画で新型車のデザインを予想するぞ！

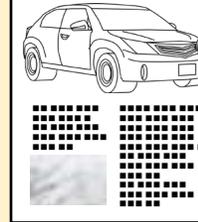


作成



② 公開

新型!?



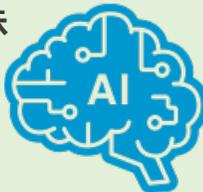
生成AIを利用したデザイン予想

① 第三者による新デザインの予想（生成AIを利用）

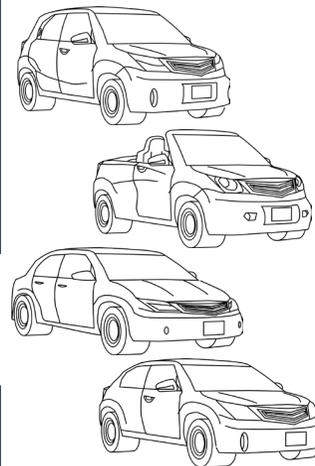
新型車のデザインを予想して。



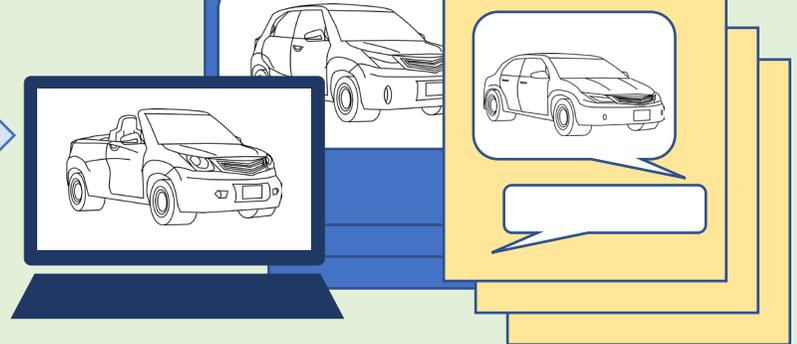
入力・指示



生成



② 公開

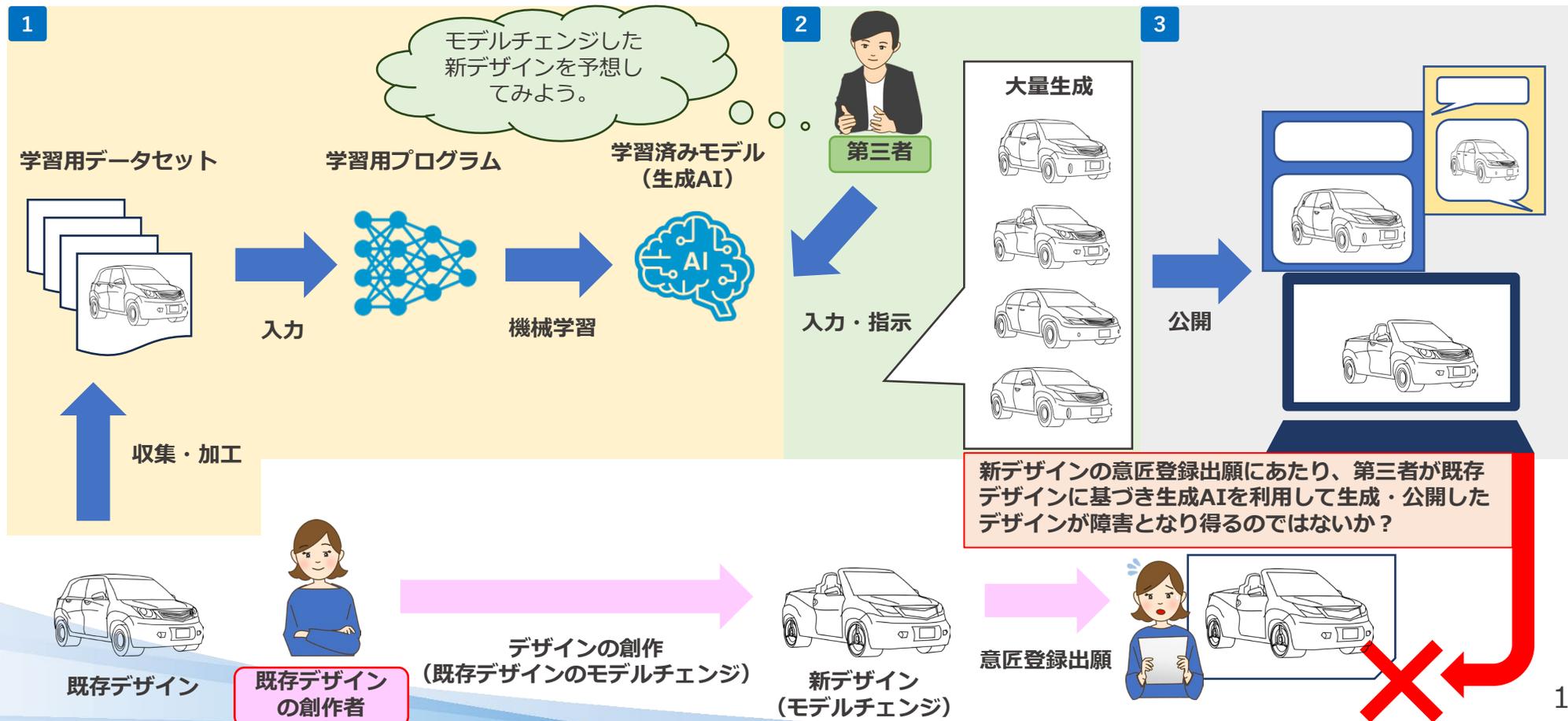


新デザインの予想として、生成・公開できるデザイン数は飛躍的に増加。

第三者によるデザインの大量生成・公開③

- ▶ もっとも、第三者による生成AIを利用したデザインの大量生成・公開は、意匠登録出願との関係で何らかの問題を生じさせるのではないか。
- ▶ 例えば、既存デザインの创作者は、既存デザインのモデルチェンジとして新デザインを創作し、意匠登録出願をすることが考えられるところ、当該新デザインの意匠登録出願にあたり、第三者が既存デザインに基づき生成AIを利用して生成・公開したデザインが障害となり得るのではないか。

<第三者による既存デザインに基づいたデザインの大量生成・公開>



ありがとうございました

特許庁総務部総務課

